

御所市民農園利用規定

（目的）

第1条 市民農園は、水田転作を推進し農地の有効利用を図ると共に、一般市民に土と自然に親しむ場や農業体験の機会を提供し、農業に対する理解を求めつつ健康増進を深めることを目的とする。

（名称）

第2条 この農園の名称は、御所市民農園（以下「農園」という。）という。

（管理者）

第3条 この農園の管理者は、御所市とする。

（農園利用区画等）

第4条 農園の利用区画は1区画とし、場所は管理者により利用者に指定する。

（作付け作物）

第5条 作付け作物は野菜及び花卉等とし、利用期間内に収穫を終わることとする。

（利用資格）

第6条 利用資格は、御所市に在住し農業経営者でないこととする。

（利用の申し込み）

第7条 この農園の利用希望者は様式1の申込書により、管理者に申込み承諾を得ること。尚、利用申し込みが多数の場合は抽選を行う。

（区画及び利用料）

第8条 農園の区画及び利用料は下記のとおりとする。

1区画 約25平方メートル（約8坪）

利用金額 年間10,000円（消費税含む）

（利用期間）

第9条 農園の利用期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、

この期間をもって自動的に利用資格を失い、異議なく現状に復して返還すること。また、開設者の意向により利用中止の場合も同様とする。

(利用の解除)

第10条 農園の利用者は、利用の中止をするときは速やかに管理者に届けること。ただし、納付された利用料の返還はしない。

(利用の取り消し)

第11条 管理者は、市民農園利用者心得の禁止事項に該当するときは利用の取り消しを行い、納付された利用料の返還はしない。

(権利の設定)

第12条 農園の利用を認められた区画は、小作権等何の権利も発生しない。

(補償)

第13条 農園利用者は、天災等の災害に対しても何ら管理者から補償を受けることができない。

(誓約書)

第14条 農園利用者は、別に定める利用誓約書を提出すると同時に利用料を納付しなければならない。また、利用者心得を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 この規定にない事項、及びこの規定に疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。

付 則

この規定は平成19年 4月 1日から施行する。